

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「SWCCグループ」という。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、SWCCグループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的としてパーパス、経営理念、ビジョン、SWCCウェイ（行動基準）およびコンプライアンス基本方針等を策定し、これを記載した小冊子等をSWCCグループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。

② 取締役会は、SWCCグループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。

③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取り締役に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。

④ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともにSWCCグループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取り締役に報告する。

⑤ 当社の内部監査部門は、SWCCグループ各社における業務等の適正性・有効性・効率性およびリスク評価を含む内部監査活動を実施するとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する。

⑥ SWCCグループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

(イ) 株主総会議事録およびその関連資料

(ロ) 取締役会議事録およびその関連資料

(ハ) グループ経営会議議事録およびその関連資料

(ニ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料

(ホ) その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

(3) SWCCグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① SWCCグループの取締役および執行役員は、SWCCグループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。

② リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。

③ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取り締役に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。

④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、SWCCグループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

(4) SWCCグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を図ることを目的に監査等委員会設置会社に移行し、また独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することでガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置し、あわせて業務執行権限を大幅に委譲する執行役員制度を整備することにより、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図るものとする。

② 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に行うほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、SWCCグループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。

③ 取締役会は、会社法その他関係法令、取締役会規則、SWCCグループ経営管理規程等に定める機関、そのほかの手続き等に基づき、経営の重要事項、コーポレート・ガバナンスその他必要事項について適切かつ迅速に決定を行う。

④ 取締役会は、SWCCグループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。

⑤ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、SWCCグループの経営に関する重要な事項の一部については、執行役員等によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。

(5) SWCCグループ各社における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、SWCCグループ各社に關係法令ならびに当社グループ共通規程および各社規程等を遵守させることを通じて、SWCCグループとしての成長および中長期的な企業価値の向上を図る。

② 取締役会は、SWCCグループ経営管理規程に基づき、SWCCグループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させる等、適切なモニタリング体制の整備を行う。

③ 取締役会は、SWCCグループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、SWCCグループ各社の關係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。

④ 当社は、当社の役職員が必要に応じてSWCCグループ各社の取締役または監査役に就任すること等を通じて、SWCCグループ各社の取締役の職務の執行を監督および監査する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、SWCCグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。

② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。

② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

(8) SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができ

(イ) 経営会議において報告および承認された事項

(ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(ハ) 毎月の経営状況として重要な事項

(ニ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項

(ホ) 重大な法令違反および定款違反

(ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容

(ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項

② 使用人は、上記①の(ロ)および(ホ)に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

③ 取締役会は、SWCCグループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員1名を加えるものとする。

④ 当社は、監査等委員会に報告した者またはコンプライアンス・ホットラインに通報した者に対しては報告または通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならない。

⑤ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的にSWCCグループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。

② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会

が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。

③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。

④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。

⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。